

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、政府は、4月10日に決定された「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に基づき、平成21年度補正予算（第1号）を閣議決定し、国会に提出したところであります。これに関連して、地方財政についても、公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施するための「地域活性化・公共投資臨時交付金」及び地域の実情に応じたきめ細かな事業を積極的に実施するための「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の創設を行うとともに、歳出の追加に伴う財政措置等所要の措置を講じることを予定しております。

各地方公共団体においては、今後の財政運営に当たって、別紙事項に留意の上、適切に対処されるようお願い申し上げます。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成21年4月27日

総務省自治財政局財政課長

平 嶋 彰 英

各都道府県総務部長 殿

（財政担当課、市町村担当課扱い）

各指定都市財政局長 殿

（財政担当課扱い）

(別 紙)

第1 国の補正予算

本日、政府は平成21年度補正予算（第1号）を閣議決定し（別添資料参照）、国会に提出したこと。

今回の補正予算においては、歳出面で、「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）を実施するための経済危機対策関係経費1兆6,987億円等を追加計上するほか、経済緊急対応予備費の減額8,500億円の修正減少額を計上していること。また、歳入面で、公債金1兆8,190億円（建設公債7兆3,320億円の増額及び特例公債3兆4,870億円の増額）、財政投融资特別会計受入金3兆1,000億円等を追加計上していること。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成21年度当初予算に対し、1兆9,256億円増加し、1兆2兆4,736億円となっていること。

第2 補正予算に係る地方財政措置等

今回の補正予算においては、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、積極的に経済危機対策に取り組むことができるよう、「地方公共団体への配慮」のための予算措置を講じるとともに、歳出の追加等に伴う地方負担の増加に対して次のとおり地方財政措置を講じる予定であるので、経済危機対策に係る事業への速やかな対応とその円滑な実施に格段の協力を願いたいこと。

1 地方公共団体への配慮

極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、経済危機対策に基づき、「地方公共団体への配慮」として「地域活性化・公共投資臨時交付金」（1兆3,790億円）及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」（1兆円）を交付することとされていること。各地方公共団体においては、これらの交付金を積極的に活用し、経済危機対策により追加される公共事業等に速やかに対応するとともに、地方単独事業の事業量の確保に努めるなど、地域経済の状況に応じて、果敢な対応を積極的かつ弾力的に行うこと。

(1) 地域活性化・公共投資臨時交付金

経済危機対策における公共事業及び施設費（以下「公共事業等」という。）の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩

調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて「地域活性化・公共投資臨時交付金」を交付することとされていること。

地域活性化・公共投資臨時交付金の総額は、平成21年度補正予算（第1号）に計上された公共事業等の地方負担総額の9割に相当する額として1兆3,790億円とされていること。

各地方公共団体への交付限度額は、事業の種別に応じ、平成21年度補正予算（第1号）に計上された公共事業等の地方負担額又は平成21年度当初予算等も含めた地方負担額及び財政力に応じて算定する予定であること。

交付金の充当対象は、各地方公共団体が策定する地域活性化・公共投資実施計画に掲載された事業のうち地方単独事業の所要経費と公共事業等（法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。）の地方負担分の合計額（「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条第5号等に掲げる場合に該当し、地方債を財源とすることができる経費に限る。）であり、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定されること。

(2) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金

地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を交付することとされていること。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、平成20年度補正予算（第2号）により創設された「地域活性化・生活対策臨時交付金」と同様の仕組みであるが、不交付団体も含め、すべての地方公共団体を交付対象とする予定であり、その総額は1兆円であること。

各地方公共団体への交付限度額は、地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて外形基準に基づき算定する予定であり、その際、財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行うこととしていること。

交付金の充当対象は、地方公共団体が策定する地域活性化・経済危機対策実施計画に掲載された事業のうち地方単独事業の所要経費と国庫補助事業（平成21年度補正予算（第1号）に計上された事業のうち法令に国の

補助負担割合が規定されていないものに限る。)の地方負担分の合計額であり、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定されること。

2 公共事業等の追加に伴う地方負担に対する財政措置

今回の補正予算により平成21年度に追加されることとなる公共事業、施設費等の投資的経費の地方負担額(普通会計分:1兆4,426億円。なお、本通知における地方負担額はいずれも精査中であり、今後異動が生じることがある。)については、地域活性化・公共投資臨時交付金とは別に、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度において、その元利償還金の全額を基準財政需要額に算入する予定であること。

その際、元利償還金の50%(義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率)については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置することとしていること。

なお、詳細については、別途通知する予定であること。

- (1) 国の補正予算により平成21年度に追加される公共事業等のうち法令に国の補助負担割合が規定されているものに係る地方負担額(普通会計分:6,687億円)については、地域活性化・公共投資臨時交付金を充当することはできないこと。このため、地方負担額については、地方債を充当することとなるが、地方負担額に応じて交付限度額が算定される地域活性化・公共投資臨時交付金を追加地方単独事業又は既往地方単独事業の財源に振り替えることにより、実質的な負担軽減が図られるものであること。
- (2) 上記(1)以外の地方負担額については、地域活性化・公共投資臨時交付金又は地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当することができること。この場合において、地方債は交付金を充当した残余に充当することになること。
- (3) 地域活性化・公共投資臨時交付金は、当該地方公共団体の財政事情や地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、その一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可能であること。ただし、経済危機対策の趣旨を踏まえ、早期の執行に努められたいこと。

3 その他の地方負担に対する財政措置

今回の補正予算により平成21年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費（普通会計分：1,500億円）については、法令に国の補助負担割合が規定されていないものについては地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当することができるほか、追加財政需要額（5,700億円）の取り崩しにより対応することとしていること。

第3 基金造成事業

今回の補正予算により創設することとされている交付金等を財源として、2兆1,318億円を基金に積み立てることとしており、その概要は次のとおりであること。

1 地域医療再生臨時特例交付金（3,100億円）

都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援するため、今回の補正予算において、「地域医療再生臨時特例交付金」を創設することとされていること。

地域医療再生臨時特例交付金の総額は3,100億円であり、各都道府県においては、交付金を財源として地域医療再生のための基金を設置し、医療機関の連携強化、勤務医・看護師等の勤務環境の改善、大学病院等と連携した医師派遣機能の強化、医療機関・医療機器・IT基盤の整備など、地域の実情に応じた事業を実施することとされていること。

2 介護職員処遇改善等臨時特例交付金（4,773億円）

介護職員の処遇改善やスキルアップの取組等を行う事業者に対し助成を行うため、今回の補正予算において、「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」を創設することとされていること。

介護職員処遇改善等臨時特例交付金の総額は4,773億円であり、各都道府県においては、交付金を財源として基金を設置し、介護職員等の賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を提出する事業者等に対し、平成23年度までの期間にわたり交付金を交付することとされていること。

3 森林整備加速化・林業再生事業費補助金（1,238億円）

森林整備の加速化と林業・木材産業等の地域産業の再生を目的として、今回の補正予算において、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金」を創設することとされていること。

森林整備加速化・林業再生事業費補助金の総額は1,238億円であり、各都道府県においては、補助金を財源として基金を設置し、間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通の円滑化、学校の武道場等の公共施設等での地域材利用等を促進するための事業を、平成23年度までの期間にわたり実施することとされていること。

4 地域グリーンニューディール基金（550億円）

環境保全型の地域づくりを推進し、地域環境事業を実施する地方公共団体や民間事業者を支援するため、「地域グリーンニューディール基金」を創設することとし、今回の補正予算において、「地域環境保全対策費補助金」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」を計上することとされていること。

地域グリーンニューディール基金の総額は550億円であり、各都道府県及び指定都市においては、補助金を財源として既存の「地域環境保全基金」に別勘定を設けて拡充又は新設し、平成23年度までの間において、地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画や廃棄物処理計画等に基づき、地球温暖化対策の推進、不法投棄・散乱ゴミ等の処理の推進、アスベスト廃棄物や微量PCB廃棄物の処理、漂流・漂着ゴミの回収・処理等を実施することとされていること。

5 施設整備関係の基金造成事業

今回の補正予算においては、施設整備関係の基金造成事業として、次の交付金を創設し、各都道府県において、これらの交付金を財源として基金を設置することとされていること。

- (1) 災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関の耐震化のための「医療施設耐震化臨時特例交付金」（1,222億円）
- (2) 障害者関連施設や児童関連施設などの社会福祉施設等の耐震化・スプリンクラーの整備のための「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」（1,062億円）
- (3) 地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホーム等の整備やこれ

らの施設に係るスプリンクラーの整備のための「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」（２，４９５億円）

6 その他の基金造成事業

今回の補正予算においては、その他の基金造成事業として、次の交付金を創設し、各都道府県において、これらの交付金を財源として基金を設置することとされていること。

- (1) 相談体制の整備や人材の養成等を緊急に実施するための「地域自殺対策緊急強化交付金」（１００億円）
- (2) 経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免事業等への緊急支援等のための「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」（４８６億円）

また、今回の補正予算においては、次の交付金を計上し、それぞれの交付金を財源として設置している基金を拡充することとされていること。

- (1) 「地方消費者行政活性化交付金」（１１０億円）
- (2) 「障害者自立支援対策臨時特例交付金」（１，５２３億円）
- (3) 「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」（１３１億円）
- (4) 「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」（３，０００億円）
- (5) 「子育て支援対策臨時特例交付金」（１，５００億円）
- (6) 「森林整備地域活動支援交付金」（３１億円）

平成21年度一般会計補正予算（第1号）等について

平成21年4月27日

（単位 百万円）

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 経済危機対策関係経費	14,698,742
① 雇用対策	1,269,771
② 金融対策	2,965,921
③ 低炭素革命	1,577,501
④ 健康長寿・子育て	2,022,061
⑤ 底力発揮・21世紀型インフラ整備	2,577,489
⑥ 地域活性化等	198,079
⑦ 安全・安心確保等	1,708,920
⑧ 地方公共団体への配慮	2,379,000
(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	76,816
計	14,775,558

(歳出の修正減少額)

経済緊急対応予備費の減額	△ 850,000
--------------	-----------

合 計	13,925,558
-----	------------

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) そ の 他 収 入	3,109,233
① 財 政 投 融 資 特 別 会 計 受 入 金	3,100,000
② そ の 他	9,233
(2) 公 債 金	10,819,000
① 公 債 金	7,332,000
② 特 例 公 債 金	3,487,000
計	13,928,233

(歳入の修正減少額)

そ の 他 収 入	△ 2,675
-----------	---------

合 計 13,925,558

(備 考) 上記の補正により、平成21年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 102,473,560百万円となる。

第二 特別会計予算の補正

国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、社会資本整備事業特別会計など11特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

平成21年度補正予算フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 経済危機対策関係経費	146,987	1. 税外収入	31,066
(1) 雇用対策	12,698	(1) 財政投融资特別会計受入金 (財政融資資金勘定)	31,000
(2) 金融対策	29,659	(2) その他	66
(3) 低炭素革命	15,775		
(4) 健康長寿・子育て	20,221		
(5) 底力発揮・21世紀型インフラ整備	25,775		
(6) 地域活性化等	1,981	2. 公債金	108,190
(7) 安全・安心確保等	17,089	(1) 建設公債	73,320
(8) 地方公共団体への配慮	23,790	(2) 特例公債	34,870
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	768		
3. 経済緊急対応予備費の減額	▲ 8,500		
合 計	139,256	合 計	139,256

(参考) 財政投融资計画

株式会社日本政策金融公庫等に対し、78,423億円を追加する。

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。